

# 教育職員特別免許状授与検討会運営要領に係る基準

## 1 本基準の趣旨

教育職員特別免許状授与検討会運営要領 2(2)に基づく意見聴取を行うため、本基準を定める。

## 2 本基準の適用対象

教育職員免許法第5条第3項の規定に基づき、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者（以下「任命者又は雇用者」という。）から推薦された特別免許状授与予定者（以下「免許状授与予定者」という。）に対して、同法第4条第3項に定める特別免許状を授与する場合に適用する。

## 3 免許状授与の基準

### (1) 資格

任命者又は雇用者による任命又は雇用に係る選考等に合格した者。ただし、教育職員免許法第4条の2第3項に定める特別支援学校教諭の特別免許状のうち、次の表に掲げる免許状の授与を受ける場合にあっては、免許状の種類に応じた資格等を有していること。

免許状の種類	資格等
特別支援学校自立教科教諭特別免許状 (理療)	医師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許
特別支援学校自立教科教諭特別免許状 (理学療法)	理学療法士免許
特別支援学校自立教科教諭特別免許状 (理容)	理容師又は美容師の免許
特別支援学校自立活動教諭特別免許状 (視覚障害教育)	視能訓練士又は視覚障害生活訓練等指導者（歩行訓練士）の資格
特別支援学校自立活動教諭特別免許状 (聴覚障害教育)	言語聴覚士免許
特別支援学校自立活動教諭特別免許状 (肢体不自由教育)	看護師、理学療法士又は作業療法士の免許
特別支援学校自立活動教諭特別免許状 (言語障害教育)	言語聴覚士免許又は臨床心理士の資格

### (2) 年齢

免許状授与予定年月日時点で、22歳以上であること。

### (3) 任命者又は雇用者以外の者による人物評価

総合所見が、「普通」、「良好」又は「優秀」であること。

### (4) 医師所見

勤務に支障がない旨の所見があること。

### (5) 教科に関する専門的な知識経験又は技能

次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 学校教育法第1条に規定する学校等における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

- イ 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO 法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね 3 年以上あること。ただし、教育職員免許法第 4 条の 2 第 3 項に定める特別支援学校教諭の特別免許状の授与を受ける場合にあっては、(1) の表に掲げる資格等を得た後、病院等の医療機関、福祉施設並びに特別支援学校等の施設において、それぞれの資格による実務経験が概ね 3 年以上あること。
- ウ ア又はイにかかわらず、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針（令和 3 年 5 月 11 日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）」第 2 章第 1 節第 1 項の（例）に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できること。

#### (6) 免許状授与予定者に対する任命者又は雇用者の意見

ア 学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める理由として、免許状授与予定者を配置することにより実現しようとしている教育内容及び免許状授与予定者に対し特別免許状を授与する必要性がある旨の意見が述べられていること。

イ 担当する教科等に関する専門的な知識経験又は技能の状況に係る意見として、免許状授与予定者がもつ経歴等を考慮すると、学習指導要領上、担当する教科等について、これらの者の知識経験及び技能が十分に生かせることが期待できる旨の意見が述べられていること。

ウ 教員の職務を行うのに必要な熱意と識見に係る任命者又は雇用者の意見

次の(ア)及び(イ)のそれぞれの分野ごとに記載された意見のいずれかに該当すること。

##### (ア) 熱意

概ね次の内容の意見が述べられていること。

- ・学校教育の中で自らの知識経験又は技能を生かそうという熱意が感じられる。
- ・児童、生徒への指導に対する熱意が感じられる。
- ・採用校における業務の向上に向けて自らの訓練等を行おうという熱意が感じられる。

##### (イ) 識見

概ね次の内容の意見が述べられていること。

- ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を生かし、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導が期待できる。
- ・学習指導要領に定める内容を児童又は生徒の実態に応じて適切な指導が期待できる。

#### 附則

- 1 本基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教育職員特別免許状授与検討会運営要領に係る基準（基準第 1 号）及び（基準第 2 号）は廃止する。

#### 附則

- 1 本基準は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

#### 附則

- 1 本基準は、令和 4 年 8 月 5 日から適用する。